

中国深セン

深セン市羅湖区
深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海

上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京

北京市東城区
灯市口大街33号
国中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北

台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール

セシルストリート138号
セシル・コート13階1302室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク

ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

米国利息収入

ほとんどの受取利息、又はペナルティなしで銀行口座から引き出した利息は、当課税年度の課税所得に属しますが、ある受取利息は非課税です。本稿では、米国の利息収入を簡単に紹介します。

通常、10ドル以上の利息を受け取った場合、Form 1099-INT 又は Form 1099-OID の副本 B(その中では10ドル以上の課税利息及び/又は非課税の利息が記載されている)を受け取ります。Form 1099-INT 又は Form 1099-OID を受け取っていないとしても、連邦所得税申告書に課税及び非課税のあらゆる受取利息を報告しなければなりません。利息収入の支払者に正確な納税者証明番号を提供しなければ、罰金及び予備源泉徴収税を納付する必要があるかもしれません。

納税すべき利息

- (1) 銀行口座、マネーマーケット口座、譲渡性預金、会社債券による利息及び預入する保険の配当金(合作銀行、信用組合、国内の貯蓄貸付組合、国内の連邦貯蓄貸付組合及び相互貯蓄銀行で取り扱う定期預金又は共同口座による配当金も含まれる)
- (2) 国債、手形及び債券による利息収入(このような利息収入に対しては、連邦所得税を納付する必要があるが、州・当地の所得税を納付する必要がない)
- (3) 貯蓄債券の利息(債券の満期前に、又は債券が償還・処分される前に(いずれか早い方に準じる)、通常はシリーズ EE 及びシリーズ I の米国貯蓄債券による利息を申告する必要がない)
- (4) その他の利息(事業体によって支払われたその他の利息(例: 賠償金又は遅延死亡弔慰金の利息)が600ドル以上の場合、通常は Form 1099-INT を受け取る。)

非課税利息

- (1) 1989年以降に発行されたシリーズ EE 及びシリーズ I の債券の利息は、課税年度内の適格高等教育の費用の支払いに使われ、且つ教育貯蓄債券計画のその他の規定に該当する場合、課税所得に計上されることができません。
- (2) 州、コロンビア特別区又は米国領土によって発行され、政府の運営に資金を提供するための債券による利息は、申告する必要がありますが、連邦税を支払う必要がありません。課税年度内に受け取った非課税の利息を申告するのは、情報提供の要求だけであり、非課税の利息を課税利息に変換するわけではありません。

- (3) 米国退役軍人省(U.S. Department of Veterans Affairs)に預入した保険の配当金による利息は、非課税になり、且つ申告する必要がありません。

初回発行の割引手形

課税対象となる債券、手形又はその他の債券・手形が初回に割引の方式で発行された場合、当年にいかなる収入もないとしても、初回発行の割引の一部は、毎年の利息収入に計上されることができます。10ドル以上の初回発行割引を提供するすべての支払者から Form 1099-OID (1099-OID, Original Issue Discount) 又は類似したフォーム(それにはあなたが申告すべき利息の金額が記載される)を受け取る必要があります。

名義上の受取人

あなたの氏名を明記された Form 1099 を付け取ったが、その利息収入が実際に他人に属する場合、あなたは IRS によって名義上の受取人とみなされます。この場合、

- (1) Form 1040 の別表 B のガイドをご覧ください。あなたが所得税申告書に当該利息をどのように申告するのかを知っておきましょう。
- (2) そして、当該利息があなたの配偶者に属しない限り、あなたに属しない利息について Form 1099-INT に記入しなければなりません。Form 1099-INT の副本 A と完成した Form 1096 (Form 1096, Annual Summary and Transmittal of U.S. Information Returns) を IRS に提出し、且つ副本 C を最終受益者にご提供ください。

啓源サービス分野

✓ 会社設立	✓ 口座開設	✓ 商標登録	✓ 監査及び保証業務
✓ 合併買収	✓ 人事給与	✓ 知的財産権	✓ 税務申告
✓ 税務計画	✓ 会計記帳	✓ 賃貸サポート	✓ 貿易支援

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com,

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140, +86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com